

刈谷スマートインターチェンジ地区協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「刈谷スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「地区協議会」と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、刈谷スマートインターチェンジの設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、供用後も継続して、その社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態・利用促進方策等について、定期的にフォローアップし、必要に応じ見直すことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 地区協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) 当該スマートインターチェンジの社会便益に関すること。
- (2) 当該スマートインターチェンジ及び周辺道路の安全性に関すること。
- (3) 当該スマートインターチェンジの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- (4) 当該スマートインターチェンジの構造及び整備方法に関すること。
- (5) 当該スマートインターチェンジの管理・運営方法に関すること。
- (6) 当該スマートインターチェンジの利用促進方策に関すること。
- (7) 当該スマートインターチェンジの広域的検討結果の反映に関すること。
- (8) 当該スマートインターチェンジのインターチェンジ名称案に関すること。
- (9) 当該スマートインターチェンジの供用後における社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態・利用促進方策等に関すること。
- (10) 前号に掲げるもののほか、前条の目的の達成のために地区協議会が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者により構成する。

(会長等)

第5条 地区協議会には会長を置く。

- 2 会長は、刈谷市副市長をもって充てる。
- 3 会長は、地区協議会を代表し会務を総括する。
- 4 会長は、地区協議会の会議の議長となる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 地区協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 会長が必要と認めたときは、別表第1に記載する以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 地区協議会に、第3条の所掌事項に関する専門的・実務的な検討・調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会長は刈谷市都市政策部都市交通課長をもって充てる。
- 4 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「地区協議会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事会長」と、「会員」は「幹事」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 地区協議会の事務局は、刈谷市都市政策部都市交通課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて、別途協議の上処理するものとする。

附則

この規約は、平成29年6月26日から施行する。

この規約は、令和3年3月23日から施行する。

この規則は、令和4年3月3日から施行する。

この規則は、令和5年8月25日から施行する。

刈谷スマートインターチェンジ地区協議会 名簿

所属・役職等
刈谷市副市長（会長）
国土交通省 中部地方整備局 道路部 地域道路課長
国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所長
国土交通省 中部地方整備局 名四国道事務所長
愛知県建設局 道路建設課長
愛知県 尾張建設事務所長
愛知県 知立建設事務所長
愛知県 豊田加茂建設事務所長
愛知県警察本部交通部 交通規制課長
愛知県警察本部交通部 高速道路交通警察隊長
愛知県刈谷警察署長
中日本高速道路株式会社名古屋支社 総務企画部企画調整課 課長
中日本高速道路株式会社名古屋支社 保全・サービス事業部企画統括課 課長
中日本高速道路株式会社名古屋支社 豊田保全・サービスセンター所長
豊田市建設部長
豊明市経済建設部長
刈谷市建設部長
刈谷市都市政策部長
刈谷市観光協会
刈谷商工会議所
愛知県トラック協会 西三支部 刈谷部会

刈谷スマートインターチェンジ地区協議会 幹事会 名簿

所属・役職等
国土交通省 中部地方整備局 道路部 地域道路課 課長補佐
国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 計画課長
国土交通省 中部地方整備局 名四国道事務所 計画課長
愛知県建設局 道路建設課 課長補佐
愛知県 尾張建設事務所 道路整備課長
愛知県 知立建設事務所 道路整備課長
愛知県 豊田加茂建設事務所 道路整備課長
愛知県警察本部交通部 交通規制課 課長補佐
愛知県警察本部交通部 高速道路交通警察隊 豊田分駐隊長
愛知県刈谷警察署 交通課長
中日本高速道路株式会社名古屋支社 総務企画部企画調整課 課長代理
中日本高速道路株式会社名古屋支社 保全・サービス事業部企画統括課 課長代理
中日本高速道路株式会社名古屋支社 豊田保全・サービスセンター 副所長
豊田市建設部 幹線道路推進課長
豊明市経済建設部 土木課長
刈谷市建設部 土木管理課長
刈谷市都市政策部 都市交通課長（会長）